

第10回関東少年少女空手道選手権大会
〈山梨県空手道連盟/小瀬スポーツ公園・武道館アリーナ〉

大会実施日程: 令和3年7月3日(土)～4日(日)

宿泊ホテル一覧〈SINシングル/TWNツイン〉

ホテルコード	ホテル名	地区名	部屋タイプ	朝食有	宿泊料金 一人様あたり	会場への 所要時間	備考
A	ホテル石風	石和温泉	和室 10畳-12畳	○	13,200	車: 20分	大人・小人(1泊2食付)夕朝 (同料金・3名～4名利用) 大人150円入湯税別途 駐車代無料〈大型バス・乗用車〉
B	アパホテル 甲府南	甲府	SIN	○	9,200	車: 5分	中央道・甲府南IC近く ファミリーレストラン〈有〉 駐車代〈無料〉
C-1	城のホテル	甲府	SIN	×	10,800	車: 15分	JR甲府駅南口前 駐車代 ¥1,000. 〈1台〉
C-2	城のホテル	甲府	TWN	×	6,600		
D-1	センティア ホテル内藤	甲府	SIN	○	8,600	車: 15分	甲府中心街 駐車代 ¥600. 〈1台〉
D-2	センティア ホテル内藤		TWN	○	7,200		
E	東横INN 甲府駅南	甲府	TWN	○	7,200	車: 15分	JR甲府駅南口前 駐車代 ¥500. 〈1台〉
F-1	ホテル クラウンヒルズ甲府	甲府	SIN	○	9,100	車: 15分	JR甲府駅北口前 駐車代〈大型バス ¥2,400. 〉 〈車: コインパーキング ¥500～¥600〉
F-2	ホテル クラウンヒルズ甲府	甲府	TWN	○	7,800		
G-1	甲府ワシントン ホテルプラザ	甲府	SIN	×	7,800	車: 15分	甲府市内中心街 駐車代〈大型バス ¥5,000〉 車〈¥650〉ホテル内・13階 〈銀座八丁: 夕食可〉
G-2	甲府ワシントン ホテルプラザ		TWN	×	7,100		



◇GoToキャンペーンの今後について

気になるGoToキャンペーン事業の状況ですが2020年12月28日以降現在も中止の状況です。政府内では6月以降、柔軟に判断すべきとの見方が濃厚ですが感染状況等により判断される為、明らかでないのが実情です。
 この大会期間が対象となった場合は、割引料金の対象となります。(又、政府の発表では旅行代金の割引率・地域共通クーポンの割引率の変更の可能性もございます。)

〈注意〉上記の宿泊代・弁当代はGoTo販売価格では、ございません。

第10回関東少年少女空手道選手権大会 宿泊・弁当申込書

都道府県		☐ 新規 ☐ 変更・取消	
		申込日	月 日 ()
ふりがな	ふりがな		
学校名	責任者氏名		
〒 -	TEL	()	-
	FAX	()	-
	携帯電話	()	-

※上記の学校名は、正式な名称でご記入ください。〇〇〇市立△△△小学校など。

※宿泊施設の記入：宿泊案内をご確認いただき、コードナンバーを下記宿泊欄にご記入ください。

	ふりがな 氏名	性別	年齢	宿泊 コード	宿泊・食事(○印をお願いいたします)				駐車場
					7/3(土)	朝・夕食	7/4(日)	朝・夕食	
例	やまなし たろう 山梨 太郎	男・女	30	A	○	朝・夕食		朝・夕食	要・不要
1		男・女				朝・夕食		朝・夕食	要・不要
2		男・女				朝・夕食		朝・夕食	要・不要
3		男・女				朝・夕食		朝・夕食	要・不要
4		男・女				朝・夕食		朝・夕食	要・不要
5		男・女				朝・夕食		朝・夕食	要・不要
合 計					名	名	名	名	

山梨までの最終交通手段 (し点チェック)	☐ JR ☐ 貸切バス(大型・マイクロバス) ☐ 自家用車・レンタカー含(台) ☐ その他 ※貸切バスは○をご記入ください
	7月 日 () 午前・午後 時 分 頃
初日・宿舎到着予定時刻	

弁当注文個数	
7月3日(土)	個
7月4日(日)	個

※お申込み期限：令和3年6月10日(木)までに必着でe-mailまたはFAXにてお申込みください。

※申込書の控えは、必ず保管をお願いします。

※5名以上の申込みの場合は、コピーをしてお使いください。申込確認欄(当社記入欄)

【お申込み・お問合せ先】
 株式会社 地球旅クラブ
 関東少年少女空手道選手権大会デスク
 TEL:055-223-7300
 FAX:055-223-7310

E-メール:chikyu-tabi-club.wtc@eos.ocn.ne.jp 担当:大瀧・吉岡・杉山

旅行条件 本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は株式会社地球旅クラブ本社営業所（以下「当社」と言います。が企画・実施する旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの掲載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行約款の成立

（1）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者との間で行います。

（2）所定の申込書によりお申し込みください。

（3）旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

（4）障害のあるお客様、高齢者のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「宿泊・弁当申込要項」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「宿泊・弁当申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

1）当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

2）お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員にお尋ね下さい。

5. 旅行契約の解除

（1）お客様は、「宿泊・弁当申込要項」の変更・取消規定に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始後であってもお客様との旅行契約を解除することがあります。

（2）お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また申込人数から一部の人数を取消される場合も上記取消料の対象となります。

（3）申込人数が最小催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあたっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前まで旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

（1）添乗員は同行いたしません。（2）必要なクーポン類をお渡しいたしますので旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた該場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

（1）当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、その損害変更害を賠償します。但し、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お一人様14万7千円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

（2）お客様が次のような当社の関与しない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行中止②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止③自由行動中の事故④食中毒⑤盗難⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程変更や目的地滞在時間の短縮

8. 旅程保証

（1）当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容の内、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、1企画旅行につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日②入場する観光地又は観光施設レストラン、その他の旅行目的地③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更④運送機関の種類又は会社名⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便なる便への変更⑥宿泊機関の種類又は名称⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

（2）但し、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サ

ービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供中止 カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

（3）当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金 1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき14万7千円以内。

10. お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

（2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

（3）旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

（1）当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報についてお客様との連絡の為に利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用を担保する保険の手続上必要な範囲内で当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署から要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では実施する上で必要な手配を行うため提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャン

ページのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどの為にお客様の個人情報を利用させていただき事があります。

(2) 個人情報の取扱いに関するお問合せ又は個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス担当となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費については、お客様にお支払いいただきます。

13. その他

(1) 当社は、いかなる場合でも旅行の再実施は、いたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は、令和3年4月1日現在を基準としております。

◆お申込み・お問合せは

【旅行企画・実施】

山梨県知事登録旅行業 2-278 号



株式会社地球旅クラブ 本社営業所

甲府市相生2丁目3-19 ナトリビル 1F

電話番号 055-223-7300

FAX 番号 055-223-7310

営業日・営業時間 月曜日～金曜日

10:00～17:00

土曜・10:00～15:00

日曜・祝日（休）

全国旅行業会・ANTA 正会員

総合旅行業務取扱管理者：杉山 隆夫

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明に不明点がございましたらご遠慮なく旅行取扱管理者にお尋ね下さい。